



平成 21 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 中央経済社  
代表者名 代表取締役社長 山本 時男  
( J A S D A Q ・ コード 9 4 7 6 )  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員社長室長 津原 均  
電話 0 3 - 3 2 9 3 - 3 3 7 1

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年12月8日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

###### ① 最近の投資単位の状況

- |   |                |
|---|----------------|
| ・ 直前事業年度の末日における最終価格をもとに<br>算出した1売買単位当たりの価格    | 2 2 0, 0 0 0 円 |
| ・ 直前事業年度における日々の最終価格をもとに<br>算出した1売買単位当たりの価格の平均 | 1 8 5, 1 8 4 円 |
| ※ 直前事業年度の末日における単元株式数                          | 5 0 0 株        |

###### ② 変更の理由

当社は、当社株式の流動性の向上及び株主数増加を重要課題として認識しております。そのため、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えるため、株式投資単位の引下げを行うことといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 5 0 0 株から 1 0 0 株に変更する。

##### (3) 変更予定日

平成 2 2 年 1 月 4 日 ( 月曜日 )

## 2. 定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

上記1の単元株式数の変更に伴い、定款を変更するものです。

### (2) 変更の内容

【下線部分の変更を示します】

現行定款	変更案
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>500株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>(単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第6条の変更は、平成22年1月4日をもってその効力生じるものとし、効力発生日までは従前どおり次のおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第6条 当社の単元株式数は、500株とする。</u> <u>なお、本条は、第6条の効力発生後これを削除するものとする。</u>

### (3) 効力発生日

平成22年1月4日（月曜日）

### 【ご参考】

上記変更に伴い、平成22年1月4日付をもって、株式会社ジャスダック証券取引所における売買単位も500株から100株に変更されます。

以 上